

感染症対策及びまん延防止のための指針

一宮市立木曽川市民病院訪問看護ステーション

1. 事業所における感染症防止及びまん延防止に関する基本的な考え方

一宮市立木曽川市民病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、利用者及び職員等の健康維持と安全確保のため、平常時から感染予防及びまん延防止に留意するとともに、感染発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。

そのため、感染予防及びまん延防止対策の体制を整備し、適切かつ安全な質の高い在宅療養支援ができるよう本指針を定める。

2. 注意すべき主な感染症

(1) 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）、ESBL 産生菌、緑膿菌等の耐性菌感染症

(3) 血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3. 訪問看護感染対策委員会の設置

当事業所では、感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への対応を適切に実施することを目的とし「訪問看護感染対策委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(1) 委員会の構成員

- ・委員長は管理者とする
- ・委員会は委員長 1 名（管理者）、副委員長 1 名（事業所職員）、書記 1 名（事業所職員）とする
- ・副委員長、書記は事業所職員の中から互選する
- ・必要時相談者として、感染管理認定看護師・医療安全管理室の参加協力依頼する

(2) 委員会の開催・記録

- ・委員会は、委員長の招集により 6 月に 1 回以上開催する
- ・感染症発生時等必要な際は、随時委員会を開催する
- ・委員会を開催した場合は、日時・参加者・検討内容等を記録する。（5 年間保存）

(3) 委員会の協議内容

- ①委員会の組織に関すること
- ②感染対策防止及びまん延防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③一宮市立木曾川市民病院における ICT（感染対策チーム）・ICT リンクナース会の開催する感染対策研修会への参加状況に関すること
- ④感染予防対策、まん延防止に向けた取組に関すること
- ⑤感染発生時の対応に関すること
- ⑥感染発生時の原因分析及び再発防止策の検討に関すること
- ⑦再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 感染防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 感染対策及びまん延防止に対する職員の意識の向上と知識・技術の向上を図るため、定期的な研修・訓練を行う。
- (2) 研修は新規職員の採用時に行うとともに、年2回以上実施する。
 - ①研修内容：標準予防策、感染経路別予防策、最新の感染症の動向等
 - ②実技訓練（シミュレーション）：防護服（PPE）の正しい着脱方法、ゾーニング（区域分け）の確認、発生時の連絡体制の確認
- (4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録・保存する。（5年）

5. 平常時の具体的対策（感染予防）

- (1) 事業所内の衛生管理
 - ・事業所内の換気、清掃の実施
- (2) 訪問バッグ、検温備品等の衛生管理
- (3) 利用者の健康管理
 - ・既往歴及び体調の把握
- (4) 職員の健康管理
 - ・ワクチン接種状況及び体調の把握
 - ・体調不良時の管理者への報告
 - ・罹患時の就業制限の遵守（一宮市立木曾川市民病院感染対策マニュアルに準ずる）
- (5) 感染予防と対策
 - ・標準予防策と、感染経路別予防策の徹底
 - ・感染（疑い含む）発生時の報告
 - ・感染者（疑い者含む）への対応方法（訪問順序の配慮等）の情報共有

6. 感染発生した場合の具体的対応

感染発生状況を速やかに把握し、利用者等の生命及び身体の安全の確保を最優先する。

- (1) 感染（疑い含む）発生時は速やかに管理者へ報告し、医療機関（主治医）と連携する。
- (2) 感染症（疑い含む）に応じた感染経路別予防策を付加する。
- (3) 感染対策委員会において対応を審議し、感染症拡大防止策を実施する。
 - ・訪問順序の変更も含む
- (4) 事業所における感染症まん延と判断した際は、管理者は速やかに利用者・その家族、職員・その家族の状況の確認を行う。
- (5) 管理者は、一宮市立木曾川市民病院「感染対策マニュアル」に準じて報告し対応する。
- (6) 必要に応じ医療機関や保健所等の関連機関と連携し、利用者・家族等関係者へ連絡し、感染対策の協力を依頼する
- (7) 必要時、「感染症におけるBCP（業務継続計画）」に沿って対応する。
- (8) 感染者等の病状や予後を把握し、必要に応じ、精神的ケアを行う。

7. 当該指針の閲覧

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び家族等がいつでも閲覧できるようにする。

8. その他

感染予防及びまん延防止のための事業所内研修の他、外部で実施する研修にも積極的に参加し、職員の安全な訪問業務環境の整備と、利用者への安全かつ質の高い在宅療養サービスの提供に努める。

附則

本指針は、令和 8 年 7 月 1 日 から施行する